

平成 26 年 6 月 26 日

福岡市こども未来局

## 福岡市の子ども・子育て支援新制度に関する各種基準について

### 目次

#### I 基準制定の趣旨等

1. 趣旨
2. 制定する基準

#### II 本市の考え方

#### III 各種基準の考え方

1. 幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準
2. 幼保連携型以外の認定こども園の設備及び運営に関する基準
3. 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
  - ① 家庭的保育事業
  - ② 小規模保育事業
  - ③ 居宅訪問型保育事業
  - ④ 事業所内保育事業
4. 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
5. 保育の必要性の認定
  - ・ 保育の必要性の事由
  - ・ 優先利用
  - ・ 就労時間の下限
6. 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

#### IV 今後のスケジュール

# I 基準制定の趣旨等

## 1. 趣旨

平成27年4月からスタートする子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）においては、新たに創設される施設・事業等の設備・運営に関する基準や新たな給付制度の対象となる施設・事業者の運営に関する基準、また、保育の必要性の認定に関する基準を福岡市が定めることとなっています。

さらに、幼保連携型以外の認定こども園の認定は、認定こども園法の規定により新制度施行後も、これまでどおり都道府県が行うこととされていますが、国の閣議決定「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成25年12月）により、都道府県と政令指定都市間の調整が整えば、地方自治法の規定に基づく事務処理の権限移譲が可能となっています。

福岡県においては、この閣議決定を踏まえ、政令指定都市及び中核市への権限移譲を予定しており、権限が移譲された場合は、幼保連携型以外の認定こども園の設備・運営に関する基準を本市が条例で定めることとなります。

これらの基準は、国が定める基準を踏まえ、福岡市子ども・子育て審議会でご意見を伺うとともに、パブリック・コメント手続きを経て制定していきます。

### ●子ども・子育て支援新制度における施設・事業の類型等

施設・事業の類型		認可(認定)主体	確認主体
〔施設型給付〕  教育・保育施設	認定こども園 ①幼保連携型【A】	福岡市	福岡市 【D】
	認定こども園【B】 ②幼稚園型 ③保育所型 ④地方裁量型	福岡県 ↓ 福岡市（予定）	
	幼稚園 注1)	福岡県	
	保育所 注2)	福岡市	
〔地域型保育給付〕  家庭的保育事業等 (地域型保育事業) 注3) 【C】	①家庭的保育事業	福岡市	
	②小規模保育事業		
	③居宅訪問型保育事業		
	④事業所内保育事業		
放課後児童健全育成事業【E】		福岡市への届出	—

注1) 新制度へ移行しない幼稚園は、私学助成の対象となるため、上記に含まない。

2) 保育所の基準については、平成24年12月27日に条例を制定し、平成25年4月1日から施行している。

3) 「家庭的保育事業等」は、児童福祉法による①から④の4事業の総称。子ども・子育て支援法上は「地域型保育事業」とされている。

## 2. 制定する基準

- (1) 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準【A】  
(認定こども園法※1 第13条第1項)
- (2) 幼保連携型以外の認定こども園の設備及び運営に関する基準【B】※予定
- (3) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準【C】(児童福祉法※2 第34条の16第1項)  
(家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業)
- (4) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準【D】(子ども・子育て支援法第34条第2項、同条第3項、第46条第2項及び同条第3項)
- (5) 保育の必要性の認定に関する基準(子ども・子育て支援法施行規則)
- (6) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準【E】(児童福祉法※2 第34条の8の2第2項)

※1 子ども・子育て関連3法による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

※2 子ども・子育て関連3法による改正後の児童福祉法

## Ⅱ 本市の考え方

各種基準の策定にあたっては、基本的には国基準どおりとしますが、保育所など現在の本市の施設等の基準において国より高い基準を設定している項目については、質の確保の観点から本市の基準とするなど、本市独自の基準設定を行います。

## Ⅲ 各種基準の考え方

### 1. 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準

#### (1) 概要説明

幼保連携型認定こども園は、幼児教育と保育を一体的に提供する施設で、学校であり、かつ児童福祉施設と位置付けられています。

#### (2) 国の考え方

新たな幼保連携型認定こども園の基準は、質の向上を目指し、幼稚園と保育所の基準でいずれにも定めがある事項は高い水準を引き継ぎ、いずれかのみで定めがある事項は双方の実務に支障がない形で引き継ぐとともに、定めがない事項については現行の基準を参考としながら、内容を整理し定められています。

#### ●国基準の主なものは以下のとおり（詳細は別添資料）

##### 【職員関係】

- 教育及び保育に直接従事する職員の数は、4・5歳児30：1、3歳児20：1、1・2歳児6：1、0歳児3：1。
- 満3歳以上の園児※3については学級を編制する。
- 満3歳以上の園児の学級には、専任の保育教諭※4を1人置き、1学級の園児数は35人以下とする。
- 調理員を配置する。ただし、調理業務を委託する場合や外部搬入の場合は調理員を置かないことができる。

##### 【設備関係】

- 満2歳未満児を保育する場合は乳児室（ほふくしない満2歳未満児1人につき1.65㎡以上）又はほふく室（ほふくする満2歳未満児1人につき3.3㎡以上）を設置する。
- 保育室、遊戯室を設置する。（いずれも満2歳以上児1人につき1.98㎡以上。兼用可能）
- 園舎の面積は、満3歳以上の園児について幼稚園基準により算出した面積と、満3歳未満児についてこの基準で算出する保育室等の面積との合計以上とする。
- 園庭を設置する。面積は保育所基準を満たし、かつ、満3歳以上の園児については幼稚園基準も満たすこと。
- 自園調理により食事を提供する場合は調理室の設置を原則とする。

##### 【運営関係】

- 教育時間は4時間とし、保育を必要とする園児に対する教育及び保育の標準的な1日当たりの時間は、8時間とする。
- 保育を必要とする園児には食事を提供する。
- 食事の提供方法は自園調理を原則とする。ただし、調理業務の委託は可能とし、また、満3歳以上の園児については、現行の保育所における要件を満たす場合に限り、外部搬入を可能とする。

※3 「園児」とは、幼保連携型認定こども園に在籍する子ども

※4 「保育教諭」とは、幼稚園教諭免許状と保育士資格のいずれも有する者

#### 【経過措置及び移行特例】

- 現行の幼保連携型認定こども園については、職員配置は新制度施行後5年間、設備は当分の間、従来どおりとすることができる。
- 幼稚園から幼保連携型認定こども園に移行する場合、当分の間、設備（満3歳以上の園児に係る部分に限る）については、幼稚園基準を満たすことで足りるものとする。
- 保育所から幼保連携型認定こども園に移行する場合、当分の間、設備については、保育所基準を満たすことで足りるものとする。

### (3)福岡市の考え方

#### ① 乳児室の面積基準に関する上乘せ

乳児室（ほふくをしない0歳児又は1歳児を保育するための部屋）の面積基準について、国基準の1人につき1.65㎡以上を3.3㎡以上とします。

#### 【上乘せする理由】

ほふくの開始時期には個人差があることから、園児の安全を確保するため、現行の福岡市の保育所基準と同様に、ほふくするか否かにかかわらず、乳児室の面積基準は1人につき3.3㎡以上とします。

#### ② 食事の提供方法に関する上乘せ

保育が必要な満3歳以上の園児に対する食事の提供方法について、国基準では一定の要件のもとに外部搬入を認めていますが、福岡市においては外部搬入を認めないこととします。

#### 【上乘せする理由】

自園調理による食事の提供は、調理過程に直接的な関与ができるため、園児の発達段階や健康状態に応じた適切な給食の提供、アレルギー等への適切な配慮及び食育の推進をより確実に実施することができることから、現行の福岡市の保育所基準と同様に、保育が必要な満3歳以上の園児への食事の提供の方法も自園調理とします。

#### ③ 福岡市暴力団排除条例に基づく規定の追加

福岡市暴力団排除条例に基づき、暴力団を利することとならないよう、事務事業の全般から暴力団を排除する措置を講じる必要があるため、役員、施設の管理者が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者※5であってはならないことを規定します。

## 2. 幼保連携型以外の認定こども園の設備及び運営に関する基準

### (1)概要説明

認定こども園は、就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援を総合的に提供する機能を備える施設で、幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型の4つの類型があります。

幼保連携型は幼保連携型認定こども園としての認可を受けたもので、幼稚園型は認可を受けた幼稚園が保育も提供するもの、保育所型は認可を受けた保育所が教育も提供するもの、地方裁量型は、これら以外で認定基準を満たし教育・保育を提供するものです。

幼保連携型以外の3つの類型の認定こども園の基準については、新制度においても基本的に従来どおりとされています。

※5 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者とは  
○暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者  
○暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

●国基準の主なものは以下のとおり（詳細は別添資料）

【職員関係】

- 保育に直接従事する職員の数は、0歳児3：1，1・2歳児6：1，満3歳以上の短時間利用児（※6）35：1，満3歳以上満4歳未満の長時間利用児（※7）20：1，満4歳以上の長時間利用児30：1。
- 満3歳以上児については、短時間利用児及び長時間利用児に共通の学級を編制し、各学級ごとに1人の学級担任を置き、1学級の園児の数は35人以下とする。
- 満3歳未満児の保育に従事する者は保育士の資格を有していること。
- 満3歳以上児の保育に従事する者は、幼稚園教諭免許状及び保育士の資格を併有する者であることが望ましいが、併有していない場合は、そのいずれかの資格を有しているものでなければならない。
- 学級担任は、幼稚園教諭免許状を有しているものでなければならない。ただし、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の場合、保育士の資格を有する者で、要件を満たす者を、学級担任とすることができる。
- 満3歳以上児のうち長時間利用児の保育に従事する者は、保育士の資格を有する者でなければならない。ただし、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の場合、幼稚園教諭免許状を有する者で、要件を満たす者を、保育に従事する者とすることができる。
- 認定こども園の長は、教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理・運営を行う能力を有しなければならない。

【設備関係】

- 園舎の面積は、幼稚園基準を満たしていること。（満3歳未満児の保育に必要な施設設備の面積を除く。）ただし、既存施設が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合で、保育所基準を満たせば足りるものとする。
- 保育室又は遊戯室を設置する。（いずれも満2歳以上児1人につき1.98㎡以上。ただし、満3歳以上児については、既存施設が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合で、園舎の面積基準を満たせば足りるものとする）
- 屋外遊戯場を設置する。（幼稚園基準及び保育所基準による面積以上。ただし、既存施設が保育所型認定こども園の認定を受ける場合は保育所基準を、幼稚園型認定こども園の認定を受ける場合は幼稚園基準を、地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合はいずれかの基準を満たせば足りるものとする。）
- 調理室を設置する。ただし、満3歳以上児の子どもに対する食事の提供について、保育所基準に基づき外部搬入を行う場合は、調理室に代えて必要な調理設備を備えるものとする。
- 満2歳未満児を保育する場合は、乳児室（1人につき1.65㎡以上）又はほふく室（1人につき3.3㎡以上）を設置する。

【運営関係】

- 幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園は、保育所における要件を満たす場合に限り、満3歳以上児に対する食事の提供について、当該認定こども園外で調理し搬入する方法により行うことができる。
- 多様な機能を一体的に提供するため、1人の認定こども園の長を置き、すべての職員の協力を得ながら一体的な管理運営を行わなければならない。
- 保育に欠ける子どもに対する保育時間は、1日につき8時間を原則とし、子どもの保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して認定こども園の長が定める。
- 開園日数及び開園時間は、保育に欠ける子どもに対する保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて定める。

※6 「短時間利用児」とは、幼稚園と同様に1日に4時間程度利用するもの。

※7 「長時間利用児」とは、保育所と同様に1日に8時間程度利用するもの。

## (2)福岡市の考え方及び特に意見をいただきたい項目

### ① 乳児室の面積基準に関する上乘せ

乳児室（ほふくをしない0歳児又は1歳児を保育するための部屋）の面積基準について、国基準の1人につき1.65㎡以上を3.3㎡以上とします。

#### 【上乘せする理由】

ほふくの開始時期には個人差があることから、園児の安全を確保するため、現行の福岡市の保育所基準と同様に、ほふくするか否かにかかわらず、乳児室の面積基準は1人につき3.3㎡以上とします。

### ② 食事の提供方法に関する上乘せ

保育が必要な満3歳以上の園児に対する食事の提供方法について、国基準では一定の要件のもとに外部搬入を認めていますが、福岡市においては外部搬入を認めないこととします。

#### 【上乘せする理由】

自園調理による食事の提供は、調理過程に直接的な関与ができるため、園児の発達段階や健康状態に応じた適切な給食の提供、アレルギー等への適切な配慮及び食育の推進をより確実に実施することができることから、現行の福岡市の保育所基準と同様に、保育が必要な満3歳以上の園児への食事の提供の方法も自園調理とします。

### ③ 福岡市暴力団排除条例に基づく規定の追加

福岡市暴力団排除条例に基づき、暴力団を利することとならないよう、事務事業の全般から暴力団を排除する措置を講じる必要があるため、役員、施設の管理者が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者※5であってはならないことを規定します。

### ④ 幼保連携型認定こども園の基準等に準じた規定の追加

「差別的取扱いの禁止」「虐待等の禁止」等については、国の基準に規定はありませんが、福岡市における教育・保育に関する基準を確保していくため、本市の幼保連携型認定こども園及び保育所の基準から該当する規定を追加します。

---

※5 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者とは  
○暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者  
○暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

### 3. 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

#### (1) 概要説明

新制度では、以下の4つの事業が、市町村による認可事業として児童福祉法に位置付けられます。これらの事業は児童福祉法では家庭的保育事業等（子ども・子育て支援法では「地域型保育事業」と総称され、新たな給付制度である地域型保育給付の対象となります。

- ① 家庭的保育事業
- ② 小規模保育事業
- ③ 居宅訪問型保育事業
- ④ 事業所内保育事業

#### (2) 国の考え方

家庭的保育事業など現行の類似事業や保育所の基準などを踏まえ、各事業の特性を考慮しながら、質の確保を図るものとして定められています。

#### ① 家庭的保育事業（利用定員5人以下）

家庭的保育事業とは、0～2歳の保育を必要とする子どもに対し、家庭的保育者の居宅や賃貸アパートの一室など、家庭的な雰囲気の下で、少人数を対象にきめ細かな保育を行う事業です。

#### ●国基準の主なものは以下のとおり（詳細は別添資料）

##### 【職員関係】

- 保育を行う者は家庭的保育者及び家庭的保育補助者とする。
- 家庭的保育者の資格要件は、市町村長が行う研修を修了した、保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者とする。
- 配置職員数は、0～2歳児3人につき家庭的保育者1人を配置する。家庭的保育補助者を置く場合については、0～2歳児5人につき家庭的保育者1人及び家庭的保育補助者1人を配置する。
- 調理員を配置する。ただし、調理業務を委託する場合や連携施設等からの外部搬入の場合は調理員を置かないことができる。

##### 【設備関係】

- 保育を行う専用居室（9.9㎡。保育を行う子どもが3人を超える場合は、1人につき3.3㎡を加えた面積以上）を設置する。
- 調理設備を設置する。
- 同一敷地内に遊戯等に適当な広さの庭（2歳児1人につき3.3㎡以上）を設置する。  
※付近の代替地可。

##### 【運営関係】

- 食事を提供することとし、自園調理を原則とする。ただし、調理業務の委託、連携施設等からの搬入は可能。
- 保育時間は1日8時間を原則として、家庭的保育事業者が定める。
- 連携施設※6の設定が必要。

##### 【経過措置】※小規模保育事業及び事業所内保育事業についても同様

- 既存の保育を業務とする施設・事業者が家庭的保育事業の認可を得た場合、新制度施行から5年間は、自園調理による食事の提供を行わないことができる。
- 新制度施行後5年間は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法に規定する多様な主体の参入促進事業などにより適切な支援が受けられると市が認める場合は、連携施設を確保しないことができる。

※ 6 連携施設とは次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園をいう。

- ①乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な保育の相談、助言等に関する支援を行うこと。
- ②必要に応じて代替保育（職員の病気等により保育を提供することができない場合に、代わって提供する保育）を提供すること。
- ③保育の提供を受けていた乳幼児の保育の提供の終了に際して、保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

## ② 小規模保育事業（利用定員6人以上19人以下）

小規模保育事業とは、0～2歳の保育を必要とする子どもに対し、比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を行う事業です。A型・B型・C型の3類型があります。

### ●国基準の主なものは以下のとおり（詳細は別添資料）

#### 【職員関係】

##### <小規模保育事業A型>

○保育を行う者は、保育士とする。

○配置職員数は、0歳児3人につき保育士1人、1～2歳児6人につき保育士1人を配置したうえで、さらに保育士を1人追加で配置する。

##### <小規模保育事業B型>

○保育を行う者は、保育従事者とする。保育従事者は保育士又は研修を修了した者とする。

○配置職員数は、小規模保育事業A型と同様とし、1/2以上を保育士とする。

##### <小規模保育事業C型>

○保育を行う者は、家庭的保育者及び家庭的保育補助者とする。

○家庭的保育者の資格要件は、市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者とする。

○配置職員数は、0～2歳児3人につき家庭的保育者1人を配置する。家庭的保育補助者を置く場合については、0～2歳児5人につき家庭的保育者1人及び家庭的保育補助者1人を配置する。

##### <A型～C型共通>

○調理員を配置する。ただし、調理業務を委託する場合や連携施設等からの外部搬入の場合は調理員を置かないことができる。

#### 【設備関係】

##### <A型～C型共通>

○0～1歳児を保育する場合は乳児室又はほふく室（1人につき3.3㎡以上）を設置する。

○調理設備を設置する。

○屋外遊戯場（2歳児1人につき3.3㎡）を設置する。※付近の代替地可。

##### <小規模保育事業A・B型共通>

○2歳児を保育する場合は保育室又は遊戯室（1人につき1.98㎡以上）を設置する。

##### <小規模保育事業C型>

○2歳児を保育する場合は保育室又は遊戯室（1人につき3.3㎡以上）を設置する。

#### 【運営関係】

##### <A型～C型共通>

○食事を提供することとし、自園調理を原則とする。ただし、調理業務の委託、連携施設等からの搬入は可能。

○保育時間は1日8時間を原則として、小規模保育事業者が定める。

○連携施設の設定が必要。

##### <C型>

○小規模保育事業C型の利用定員は6人以上10人以下とする。

#### 【経過措置】

○新制度施行後5年間は、小規模保育事業C型の利用定員は6人以上15人以下とする。



### ③ 居宅訪問型保育事業

居宅訪問型保育事業とは、0～2歳の保育を必要とする子どもに対し、住み慣れた居宅において、1対1を基本とするきめ細かな保育を行う事業です。

#### ●国基準の主なものは以下のとおり（詳細は別添資料）

##### 【提供する保育】

○居宅訪問型保育事業者は次に掲げる保育を提供するものとする。

- ①障がい、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育
- ②子ども・子育て支援法第34条第5項又は第46条第5項の規定（利用定員の減、確認の辞退）による便宜の提供に対応するために行う保育
- ③児童福祉法第24条第6項に規定する措置（要保護児童の通告への措置等）に対応するために行う保育
- ④母子家庭等の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市町村が認める乳幼児に対する保育
- ⑤離島その他の地域であって、居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難であると市町村が認めるものにおいて行う保育

##### 【職員関係】

○保育を行う者は、必要な研修を修了した、保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者とする。

○0～2歳児1人につき保育を行う者1人を配置する。

##### 【設備関係】

○事業所に事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品等を備える。

##### 【運営関係】

○保育時間は1日8時間を原則として、居宅訪問型保育事業者が定める。

○連携施設の設定は一律には求めないが、上記「提供する保育」①の保育を行う場合は、障害児入所施設等を連携施設として確保することとする。

### ④ 事業所内保育事業

事業所内保育事業とは、0～2歳の保育を必要とする子どもに対し、事業所内の施設等において保育を行う事業です。（従業員の子どものほか、一定割合の一般の保育を必要とする子どもを保育します。）

#### ●国基準の主なものは以下のとおり（詳細は別添資料）

##### 【利用定員の設定】

○下表のとおり、利用定員に応じて一般の保育を必要とする子どもの定員枠を設定する。

利用定員数	一般の保育を必要とする子ども	利用定員数	一般の保育を必要とする子ども
1人以上5人以下	1人	26人以上30人以下	7人
6人以上7人以下	2人	31人以上40人以下	10人
8人以上10人以下	3人	41人以上50人以下	12人
11人以上15人以下	4人	51人以上60人以下	15人
16人以上20人以下	5人	61人以上70人以下	20人
21人以上25人以下	6人	71人以上	20人

#### 【職員関係】

##### <定員20人以上の場合>

- 保育を行う者は、保育士とする。
- 配置職員数は、保育所基準と同様とする。

##### <定員19人以下の場合>

- 保育を行う者は、保育従事者とする。保育従事者は保育士又は研修を修了した者とし、1/2以上を保育士とする。
- 配置職員数は、小規模保育事業（A型・B型）と同様とする。

##### <共通部分>

- 調理員を配置する。ただし、調理業務を委託する場合や連携施設等からの外部搬入の場合は調理員を置かないことができる。

#### 【設備関係】

##### <定員20人以上の場合>

- 0～1歳児を保育する場合は乳児室（1人につき1.65㎡以上）又はほふく室（1人につき3.3㎡以上）を設置する。2歳児を保育する場合は保育室（1人につき1.98㎡以上）を設置する。
- 調理室を設置する。

##### <定員19人以下の場合>

- 0～1歳児を保育する場合は乳児室又はほふく室を設置する（いずれも1人につき3.3㎡以上）。2歳児を保育する場合は保育室（1人につき1.98㎡以上）を設置する。
- 調理設備を設置する。

##### <共通部分>

- 屋外遊戯場（2歳児1人につき3.3㎡以上）を設置する。※付近の代替地可。

#### 【運営関係】

- 食事を提供することとし、自園調理を原則とする。ただし、調理業務の委託、連携施設等からの外部搬入は可能。
- 保育時間は1日8時間を原則として、事業所内保育事業者が定める。
- 連携施設の設定が必要。ただし、保育の提供終了時における保育の提供に関する連携協力は、一般の保育を必要とする子どもについてのみ求める。  
また、定員20人以上の場合は、保育の提供終了時における保育の提供に関する連携協力のみに求める。

### (3)福岡市の考え方

#### ① 家庭的保育者の資格要件の上乗せ

家庭的保育事業及び小規模保育事業（C型）における「家庭的保育者」について、必要な研修を修了した保育士でなければならないことを資格要件とします。

##### 【上乗せする理由】

家庭的保育事業及び小規模保育事業（C型）における家庭的保育者については、現行の福岡市の家庭的保育事業の基準を踏まえ、保育の質を確保するため、保育士資格を有する者とします。

#### ② 事業所内保育事業（定員20人以上の場合）における乳児室の面積基準に関する上乗せ

乳児室（ほふくをしない0歳児又は1歳児を保育するための部屋）の面積基準について、国基準の1人につき1.65㎡以上を3.3㎡以上とします。

##### 【上乗せする理由】

ほふくの開始時期には個人差があることから、入所児童の安全を確保するため、現行の福岡市の保育所基準と同様に、ほふくするか否かにかかわらず、乳児室の面積基準は1人につき3.3㎡とします。

### ③ 食事の提供に関する経過措置

家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業に係る食事の提供に関する経過措置は設けないこととします。

#### 【理由】

自園調理による食事の提供は、調理過程に直接的な関与ができるため、園児の発達段階や健康状態に応じた適切な給食の提供、アレルギー等への適切な配慮及び食育の推進をより確実に実施することができることから、経過措置を設けず自園調理とします。

### ④ 連携施設に関する経過措置

家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業に係る連携施設に関する経過措置は設けないこととします。

#### 【理由】

連携施設の役割は、集団保育を体験する機会の提供など日常的な保育内容の支援や当該家庭的保育事業所等における保育終了後の受け入れを行うものであり、利用者への安定的、かつ、良質な教育・保育の提供に必要不可欠なものであることから、経過措置を設けず連携施設を確保することとします。

### ⑤ 福岡市暴力団排除条例に基づく規定の追加

「Ⅲ-1. 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」において定める内容と同じ規定を追加します。

#### 4. 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

##### (1) 概要説明

新制度では、幼稚園、保育所等の施設や地域型保育事業の事業所に対し、市が利用定員を定めて給付制度の対象となることを確認します。

確認を受けた施設（特定教育・保育施設）、確認を受けた事業者（特定地域型保育事業者）の満たすべき運営基準については国基準を踏まえ、市が定めることとされています。

##### (2) 国の考え方

#### ●国基準の主なものは以下のとおり（詳細は別添資料）

##### 【利用定員に関する基準】

- 確認を受ける保育所、認定こども園の利用定員は20人以上とする。
- 確認を受ける小規模保育事業C型の利用定員は6人以上10人以下とする。
- 利用定員は以下の区分で定める。
  - ①保育を必要としない3～5歳児
  - ②保育を必要とする3～5歳児
  - ③保育を必要とする1～2歳児
  - ④保育を必要とする0歳児

##### 【利用開始に伴う基準】

- 利用申込者に対して、運営規程の概要、職員の勤務体制等の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、教育・保育の提供開始について利用者の同意を得なければならない。
- 保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- 定員を上回る利用の申込みがあった場合、教育標準時間認定の子どもについては、抽選、申込順など公正な選考方法に基づきが選考を行い、保育認定の子どもについては保育の必要性が高い子どもが優先的に利用できるよう選考を行う。
- 施設・事業者は、市町村が行うあつせん、要請、調整に対し、できる限り協力しなければならない。
- 施設・事業者は、利用開始に当たって、支給認定証により認定の有無、有効期間等を確認することとし、支給認定が行われていない場合には、申請がなされるよう必要な援助を行う。

##### 【教育・保育の提供に伴う基準】

- 幼稚園は幼稚園教育要領、保育所は保育所保育指針、幼保連携型認定こども園は幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、子どもの心身の状況に応じて、教育・保育の提供を行わなければならない。
- 子どもの国籍、信条、社会的身分又は費用負担によって、差別的取扱いをしてはならない。
- 職員は、子どもに対し、子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
- 施設・事業所の管理者は、懲戒に関し必要な措置を採るときは、権限を濫用してはならない。
- 教育・保育を提供した際は、保護者から利用者負担額の支払いを受けるものとする。
- 利用者負担額以外に、日用品・文房具等の実費徴収等を保護者の同意を得て行うことができる。
- 特別利用保育を提供する際には、都道府県等が定める児童福祉施設の設備及び運営の基準を遵守すること。
- 特別利用教育を提供する際には、学校の設備、編成その他に関する設備基準を遵守すること。

## 【管理・運営等に関する基準】

- 施設・事業者は次に掲げる事項に関する規程を定めておかなければならない。
  - ①施設・事業の目的及び運営の方針
  - ②提供する教育・保育の内容
  - ③職員の職種、員数及び職務の内容
  - ④教育・保育を提供する日及び時間、提供を行わない日
  - ⑤利用料等に関する事項（実費徴収・上乗せ徴収の有無・理由・その額を含む）
  - ⑥認定区分ごとの利用定員
  - ⑦施設・事業の利用開始・終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項
  - ⑧緊急時等における対応方法
  - ⑨非常災害対策
  - ⑩虐待防止のための措置に関する事項
  - ⑪その他重要事項
- 施設・事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども及びその保護者の秘密を漏らしてはならない。職員等が退職後も正当な理由なく業務上知り得た情報を漏らすことがないように、施設・事業者は必要な措置を講じなければならない。
- 事故の発生又は再発を防止するため、以下のような措置を講じなければならない。
  - ①事故が発生した場合の対応、報告の方法等について記載された事故発生防止のための指針を整備すること。
  - ②事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、報告・分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
  - ③事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
- 事故発生時には以下のような措置を講じなければならない。
  - ①事故が発生した場合、保護者、市町村に対する速やかな報告を行うこと。
  - ②その際、事故発生時の状況、処置等に関する記録をとること。
  - ③賠償すべき事故が発生した場合、速やかに損害賠償を行うこと。
- 提供する教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。また、定期的に保護者をその他の関係者による評価又は外部の者による評価を受けて、結果を公表し、改善を図るよう努めなければならない。
- 提供した教育・保育に関する保護者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じる。
- 提供した教育・保育に関し、市町村が行う調査等に協力するとともに、市町村から指導・助言を受けた場合は、必要な改善を行うこと。
- 教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。
- 職員の勤務体制を定め、必要な研修機会を確保しなければならない。
- 見やすい場所に運営規程の概要、職員の勤務体制等の重要事項を掲示しなければならない。
- 地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、連携施設を確保しなければならない。ただし、事業所内保育事業者については、保育の提供終了時における保育の提供に関する連携協力は、一般の保育を必要とする子どもについてのみ求める。  
また、定員20人以上の事業所内保育事業者の場合は、保育の提供終了時における保育の提供に関する連携協力のみに求める。
- 居宅訪問型保育事業者は、障がい等により集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育については、あらかじめ連携協力する障害児入所施設等を確保しなければならない。

## 【経過措置】

- 新制度施行後5年間は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法に規定する多様な主体の参入促進事業などにより適切な支援が受けられると市が認める場合は、連携施設を確保しないことができる。
- 新制度施行後5年間は、小規模保育事業C型の利用定員は6人以上15人以下とする。

### (3)福岡市の考え方

#### ① 連携施設に関する経過措置

家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業に係る連携施設に関する経過措置は設けないこととします。

#### 【理由】

連携施設の役割は、集団保育を体験する機会の提供など日常的な保育内容の支援や当該家庭的保育事業所等における保育終了後の受け入れを行うものであり、利用者への安定的、かつ、良質な教育・保育の提供に必要不可欠なものであることから、経過措置を設けず連携施設を確保することとします。

#### ② 福岡市暴力団排除条例に基づく規定の追加

「Ⅲ-1. 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」において定める内容と同じ規定を追加します。

## 5. 保育の必要性の認定

### (1) 概要説明

新制度においては、保護者からの申請を受けた市が、認定基準に基づき、「保育の必要性」を認定し、給付を支給します。

認定基準としては、保育の必要性の事由、保育必要量、優先利用を国が定めるとされています。

### (2) 国の考え方

#### ●国基準（予定）は以下のとおり

##### 【保育の必要性の事由】

- ①就労
- ②妊娠・出産
- ③保護者の疾病、障がい
- ④同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動（起業準備を含む）
- ⑦就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- ⑧虐待やDVのおそれがあること
- ⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

##### 【優先利用】

- ①ひとり親家庭
- ②生活保護世帯
- ③生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
- ④虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合
- ⑤子どもが障がいを有する場合
- ⑥育児休業明け
- ⑦兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合
- ⑧小規模保育事業などの卒園児童
- ⑨その他市町村が定める事由

##### 【就労時間の下限】

保育認定（保育短時間認定）に当たっての就労時間の下限については、現行制度における実態を踏まえ、1か月当たり48時間以上64時間以下の範囲で、市町村が地域の就労実態等を考慮して定める時間を基本とする。

### (3) 福岡市の考え方

#### ① 就労時間の下限について

保育認定に当たっての就労時間の下限については、国基準では1か月当たり48時間以上64時間以下の範囲で市町村が定めることとなっていますが、福岡市における現行の保育所入所の要件が1日4時間以上かつ月15日以上（1か月当たり60時間以上）の就労であること、また、国が示す最下限が1か月当たり48時間であることを踏まえ、1か月当たり48時間から60時間の間で設定します。

## 6. 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

### (1) 概要説明

放課後児童健全育成事業とは、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図る事業です。

新制度においては、放課後児童健全育成事業を実施するにあたり遵守すべき設備及び運営の基準を市が定めるとされています。

### (2) 国の考え方

#### ●国基準の主なものは以下のとおり（詳細は別添資料）

##### 【職員関係】

- 放課後児童支援員を置く。資格要件は保育士、教員免許を有する者、社会福祉士等で研修を修了した者とする。（新制度施行後5年以内に研修修了予定の者を含む）
- 放課後児童支援員は、支援の単位（児童数おおむね40人以下）ごとに2人以上配置することとする。ただし、その1人を除き、補助員に代えることができる。

##### 【設備関係】

- 事業の実施時間帯を通じて専用で利用できる区画を設けることとし、面積は児童1人あたりおおむね1.65㎡以上とする。

##### 【運営関係】

- 開所日数は、年間250日以上を原則とし、開所時間は、平日につき1日3時間以上、休日につき1日8時間以上を原則とし、それぞれの地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して事業を行う者が定めるものとする。
- 「非常災害対策」、「虐待等の禁止」、「保護者・小学校等の連携等」、「事故発生時の対応」等について定める。

### (3) 福岡市の考え方

#### ① 福岡市暴力団排除条例に基づく規定の追加

「Ⅲ-1. 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」において定める内容と同じ規定を追加します。



IV 今後のスケジュール

